



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*1034	職員の駐在に関する告示	(行政改革課).....	1
1035	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
1036	指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	3
1037	換地処分完了	(農業農村整備課).....	3
1038	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	3
1039	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
1040	漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(資源管理課).....	4

告 示

和歌山県告示第1034号

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和2年7月27日から実施する。

令和元年和歌山県告示第304号(職員の駐在に関する告示)は、令和2年7月26日限り廃止する。

令和2年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 東牟婁振興局地域振興部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかい等の物品調達に関する事務

2 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	

3 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

4 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練に関する事務

5 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	伊都郡高野町高野山357	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

6 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

7 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

8 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	

	日高郡みなべ町東本庄14 16-7	みなべ駐在	
--	----------------------	-------	--

和歌山県告示第1035号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年8月13日まで縦覧に供する。

令和2年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年7月13日

2 名称

特定非営利活動法人スポーツクラブ和歌山ヴィーヴォ

3 代表者の氏名

吉田佳弘

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市土入126番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県におけるサッカー及びスポーツの振興に対しての事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する為に、地域において、その活動の場として、スポーツを通して、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1036号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和2年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町大字和田1138	駿田直俊	令和2.6.30

和歌山県告示第1037号

令和2年6月23日付けで認可した日高川町営換地計画（三百瀬地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

令和2年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1038号

令和2年和歌山県告示第903号（以下「告示第903号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変

更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
楠晴男
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第903号のとおり

和歌山県告示第1039号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1040号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成28年和歌山県告示第884号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は令和2年7月21日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 新庄